

周術期における口腔管理

院内に歯科がある病院で入院・手術を予定している患者の場合

手術を実施する科

- ・口腔機能管理の必要性を説明
- ・連携システムの説明と同意
- ・連携歯科医療機関の決定

口腔管理依頼書の作成

歯科医療機関連携加算 100点
 ↑ 診療情報提供料の加算
 01 医科→歯科 依頼書 (同PC用)

院内歯科

連携する歯科医療機関

手術を実施する科は院内歯科または連携歯科医療機関に依頼

入院前

口腔診査・治療方針の策定
 管理計画書の作成
 周術期口腔機能管理計画策定料 300点
 02 紹介元への返書(詳細版)(簡易版)
 03 周術期口腔機能管理計画書(同PC用)

↓

口腔ケア・指導・歯科治療
 周術期口腔機能管理料 I 280点
 ↑ 手術前1回に限り算定可
 04 周術期口腔機能管理報告書(同PC用)

病院歯科で
 管理計画書
 を作成・
 策定
 料を
 算定し、
 後に連携す
 る歯科へ口
 腔管理依頼
 することも可

口腔診査・治療方針の策定
 管理計画書の作成
 周術期口腔機能管理計画策定料 300点
 02 紹介元への返書(詳細版)(簡易版)
 03 周術期口腔機能管理計画書(同PC用)

↓

口腔ケア・指導・歯科治療
 周術期口腔機能管理料 I 280点
 ↑ 手術前1回に限り算定可
 04 周術期口腔機能管理報告書(同PC用)

入院前

入院

診療情報提供

手術
 周術期口腔機能管理後手術加算 100点

入院中

口腔管理継続
 周術期専門的口腔衛生処置 80点
 周術期口腔機能管理料 II 500点
 ↑ 手術前は1回に限り算定可

手術

口腔管理継続
 周術期口腔機能管理料 II 300点
 ↑ 手術を行った月から3月以内に
 月2回に限り算定可
 04 周術期口腔機能管理報告書(同PC用)
 周術期専門的口腔衛生処置 80点

病院内に歯科・小児歯科・矯正歯科
 または歯科口腔外科を標榜する保険
 医療機関を有する場合、連携歯科医
 療機関が訪問診療で対応することは
 不可
 診療報酬点数表 改正点の解説
 平成24年4月版 歯科・調剤
 第4部 関係通知
 別添2 第2章 第2部 在宅医療 参照

入院中

退院後

口腔管理継続
 周術期口腔機能管理料 I 190点
 ↑ 手術を行った月から3月以内に
 計3回まで算定可
 04 周術期口腔機能管理報告書(同PC用)

口腔管理継続
 周術期口腔機能管理料 I 190点
 ↑ 手術を行った月から3月以内に
 計3回まで算定可
 04 周術期口腔機能管理報告書(同PC用)

退院後